

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	組合又は小組合の振興計画の認定
②	法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
③	法令番号	昭和32年法律第164号
④	根拠条項	第56条の3第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(振興計画の認定)</p> <p>第五十六条の三 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣(※)の認定を受けることができる。</p> <p>(※)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第9条第1項の規定により、都道府県知事が処理することとされている。</p>
⑦	審査基準	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第2項、第3項</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第15条</p> <p>「食肉販売業の振興指針」(平成28年厚生労働省告示第40号)</p> <p>「食鳥肉販売業の振興指針」(平成30年厚生労働省告示第58号)</p> <p>「興行場営業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第51号)</p> <p>「旅館業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第52号)</p> <p>「浴場業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第53号)</p> <p>「飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第90号)</p> <p>「飲食店営業(すし店)の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第91号)</p> <p>「飲食店営業(めん類)の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第92号)</p> <p>「理容業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第96号)</p> <p>「美容業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第97号)</p> <p>「クリーニング業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第98号)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 30日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	